

【建築物石綿含有建材調査者講習(一般) 修了考査の合格基準は下記のとおり】

- (1) 修了考査の採点は、受講者が受講した各科目の配点の合計をもって満点とする。
- (2) 合格は受験した各科目の得点が各科目の配点の 40 パーセント以上であって、かつ、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の 60 パーセント以上である場合とする。
- (3) 上記の合格基準に合致しない者及び不正行為と事務局が判断した者は不合格とする。

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)修了試験問題

座席番号	氏名

科目1

〈建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1〉

【問題1】

【建築物石綿含有建材調査】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 書面調査、現地調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することができる。
2. 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」の2種類で、「維持管理のための建築物調査」は含まれていない。
3. 石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、南アフリカ、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
4. 国内では、1960（昭和35）年から、吹付け石綿が販売されていた。

【問題2】

【石綿の定義、種類、特性】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 角閃石群に分類されるウインチャイト、リヒテライトの2鉱物を含むパーミキュライトが原因とされる石綿肺の発症がアメリカで報告され、日本でも建材中に存在が確認されたという報告がある。
2. 石綿の特性として、引張りには弱い、摩擦・摩耗には強い点がある。
3. 石綿の特性として、電気を通しにくい、細菌・湿気に弱い点がある。
4. レベル1の石綿は、飛散性が低い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれない。

【問題3】

【石綿による疾病、環境の石綿濃度】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.肺胞」→「6.細気管支」である。
2. 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水などがあるが、びまん性胸膜肥厚はこれに該当しない。
3. 石綿ばく露と喫煙が重なっても、肺がん発症リスクはさほど変化しない。
4. 石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や平地での急ぎ足の際に息切れを感じることから始まり、咳や痰を伴うことが多い。

【問題4】

【建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、石綿肺が最も多い。
2. 建設業の石綿ばく露は、主に(1)新築時の吹付け、切断、加工等によるもの、(2)建築物維持管理・補修等の吹付け石綿及び飛散しやすい石綿含有建材によるもの、(3)建築物改築及び解体時の石綿含有建材によるものの3種類である。
3. 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、高齢者が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。
4. 吹付け石綿が使用されている建築物では、物理的な接触により石綿の飛散が発生する。例えば、天井面へボールや棒を当てる場合は12~18f/Lで、ほうきでこする場合も、石綿繊維の気中濃度差はないという結果が報告されている。

【問題5】

【建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 建築物に使用されている吹付け石綿の目視判断による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確である。
2. 作業を行わない静かな部屋では、空気中の石綿は自然沈降により床面に堆積するが、その部屋で作業を行うと床面の堆積物が再飛散し、おおむねこの再飛散により3倍程度に石綿の気中濃度が上昇するという報告がある。
3. 中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
4. 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1980（昭和55）年以降の建築物は優先順位が最も高い。

科目2

〈建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2〉

【問題6】

【大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。

2. 大気汚染防止法において、元請業者が行った事前調査に関する記録の保存については定められていない。
3. 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果は、工事期間中保管していれば、掲示は不要である。
4. 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の対象となる床面積の合計が200㎡以上であるものについては、調査結果の都道府県知事への報告が義務付けられている。

【問題7】

「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、吹付け石綿（石綿0.1重量パーセントを超えるもの）の使用禁止及び建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時に除去等を義務付けているが、吹付けロックウール（石綿0.1重量パーセントを超えるもの）は適用されない。
2. 建築基準法では、建築物等の増改築時には、吹付け石綿および石綿含有吹付けロックウールを全て除去することが義務付けられており、例外の適用はない。
3. 建築基準法（第12条）における定期報告の対象となる建築物の場合、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用の有無のみが報告事項となっている。
4. 調査対象となる優先順位の考え方は、吹付け石綿などに対する規制などの経緯や、飛散した場合の健康被害への影響の大きさなどに着目して、建築時期の古い建築物、未成年者が長く滞在する建築物、災害時の緊急利用が求められる建築物を優先的な調査対象としている。

【問題8】

「石綿含有建材調査者」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて調査者の推測判断を行う。
2. 石綿は建築物以外では、鉄道施設、発電所、化学プラント、清掃工場及び各種の設備に併設される煙突などの工作物のみによく使用されてきたが、機械・工具の類には使用されていない。
3. 石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されている全ての建材を調査し、石綿の使用の有無を判定する必要がある。
4. 建築物の調査結果は、解体・改修工事の施工方法にのみ影響するが、その後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価などには影響しない。

【問題9】

「石綿含有建材調査者」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報について、状況によってはこうした情報を提供してもよい。

2. 石綿含有建材調査者には、石綿分析技術に関する知識も必要である。
3. 調査においては、自らの石綿ばく露だけに注意することが必要である。
4. 石綿含有建材調査者には、石綿含有建材の維持管理方法に関する知識は求められていない。

【問題10】

「事前調査の具体的手順の例」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、現地調査で必ず試料採取・分析を行い、判定しなければならない。
2. 現地調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。
3. 現地調査においては、「石綿無含有」とみなすこともできる。
4. 現地調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、報告書にその旨を記載する必要はない。

科目3

〈石綿含有建材の建築図面調査〉

【問題11】

「建築一般」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法において「床及び構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床」は、建築物の主要構造部である。
2. 建築基準法において「梁及び構造上重要ではない小梁」は、建築物の主要構造部である。
3. 建築基準法において「屋根（構造上重要ではないひさしを除く）」は、建築物の主要構造部である。
4. 建築基準法において「階段及び構造上重要ではない局所的な小階段、屋外階段」は、建築物の主要構造部である。

【問題12】

「建築一般」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「5以上で14以内の階」における「床」の要求耐火性能は、「3時間」である。
2. 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「床」の要求耐火性能は、「3時間」である。
3. 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「30分間」である。
4. 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。

【問題13】

「建築一般」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
2. 建築基準法で定められている「面積区画」について、高層建築物においては、区画の面積が「100～3,000㎡」と小さくなる。
3. 建築基準法で定められている「堅穴区画」について、1967（昭和42）年以降、5層以上の堅穴には、堅穴区画が必要となった。
4. 建築基準法において、同じ建築物の中に異なる用途が存在し、それぞれの管理形態（営業時間など）が異なる場合でも、用途や管理形態の異なる部分を区画することは、特に定められていない。

【問題14】

「建築設備」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれない。
2. 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機にエレベーター」は含まれる。
3. 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第一種」を使用することが多くみられる。
4. 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に使われているが、ボイラー室の壁や天井には、吹付け石綿は使用されていない。

【問題15】

「石綿含有建材」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 書面調査の前に改修履歴や設備更新履歴を把握することも重要なので、建築物所有者・管理者から事前に情報を得ることも重要である。
2. レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け工法のみである
3. スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当せず、飛散性はない。
4. 石綿含有吹付けパーライトは、耐火被覆が必要とされる部位に使用されている。

【問題16】

「石綿含有建材」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有建材の最終製造年はあくまで目安であり、使用時期以降でも石綿を含有している場合があるので注意する。
2. 人工軽量骨材であるパーライトは、一般的にはパーライト（雲母状を呈している含水けい酸塩鉱物）を高温（800～1,200℃）で焼成し、膨張（5～20倍）させたものであり、白銀色～黄金色で、比重は0.08～0.4である。

3. 吹付けパーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケースはあるが、不純物として石綿を含有するケース（天然鉱物由来の石綿）はない。
4. アメリカモンタナ州リピー鉱山（1990年に操業停止）産パーミキュライトは、石綿には定義されていないが、アモサイトに近いウインチャイト、リヒテライトという角閃石系の繊維状鉱物を含有しており、健康障害が報告されている。

【問題17】

「石綿含有建材」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿を含有している耐火被覆板は、1920年代から建築物、構造物、船舶などに多く使用されており、高温や低温の液体用の配管用鋼管、タンク、タービン、焼却炉の外周部などの保温、断熱、防露を目的として使用されていた。
2. けい酸カルシウム板第二種は、1965（昭和40）年ごろから2004（平成16）年ごろ（データベースでは、1990年まで製造された）まで、耐火被覆材として使用された。
3. けい酸カルシウム系保温材は、現場で粉末状の製品を水と練り合わせ、被保温箇所に塗り込み乾燥硬化させて使用されていた。
4. 石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材があり、煙突用石綿断熱材は、円筒型のみである。

【問題18】

「石綿含有建材」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有けい酸カルシウム板第一種レベル3の成形板では、「クリソタイル」を使用している製品の割合が一番高い。
2. 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地には使用されていない。
3. 石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
4. せっこうボードのうち、昭和45年から昭和61年に製造された製品には、石綿を含有するものはない。

【問題19】

「石綿含有建材」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品の厚さが厚く、踏み割れることはない。
2. 強雨石綿含有ルーフィングは、目視で、石綿が含有されているか否かの識別が可能である。
3. 石綿セメント円筒の耐火二層管は、排水管、換気管、配電管などに使用されている。
4. 石綿セメント円筒は、共同住宅において使用された例はない。

【問題20】

「石綿含有建材」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿発泡体に使用されている石綿の種類は「クロシドライト」石綿で、石綿の含有率は10～20%と低い。

- 石綿含有シール材は、配管やダクトの気密性、液密性を保つためのものであり、静止した部分で使用されるものが「パッキン」、可動部などで使用されるものが「ガスケット」である。
- 石綿含有シール材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されたが、建築物以外の工作物の配管や機械（オイル漏れ防止）には使用されていない。
- 石綿含有接着剤は、JIS規格に適合しない製品も製造・販売されており、石綿を使用しているものがあるので注意が必要である。

【問題21】

「書面調査の実施要領」について、正しいものを1つ選びなさい。

- 現地で実際の建材を目視することが最も確実な調査手法であることから、書面調査については省略することもできる。
- 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。
- 書面調査で石綿等の使用状況が把握できた場合は、現地調査を実施せず書面調査を以て調査を終了することができる。
- 書面調査における、「書面調査結果整理」とは、部屋、堅穴区画等ごとに、現地調査で確認や分析が必要な建材を整理し、試料採取計画表を作成することである。

【問題22】

「図面の種類と読み方」について、正しいものを1つ選びなさい。

- 施工図の内容は詳細事項が多いため、解説量が豊富で専門知識がなくても理解できる。
- 図面からの情報は調査における補助的な位置づけであり、現地での確認状況を優先することは言うまでもない。
- 図面上の情報は、改修作業等の度に更新されるため、現在までの利用過程における改修作業等が反映されている。
- 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、断面図、矩計図などにあるが、平面図、天井伏図にはない。

【問題23】

「石綿含有建材情報の入手方法」について、正しいものを1つ選びなさい。

- 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間、石綿の種類・含有率等の情報が検索できる。
- 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、公表されて以降、無断改変による混乱を避けるため更新されていない。
- 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿なしの証明となる。
- 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるが、活用した場合には、調査結果に使用・確認した年月日を記載する必要はない。

【問題24】

「書面調査結果の整理」について、正しいものを1つ選びなさい。

- 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、石綿障害予防規則で定められた様式を使用しなければならない。
- 見落としを防ぐためには、各室・各部位ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。
- 網羅的調査（現地調査の準備）とは、解体や改修を行う部位の「一部の建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
- 建築図面が全くない場合、推測で図面を作成することは認められないため、各階の概略平面図は作成すべきではない。

科目 4

〈現地調査の実際と留意点〉

【問題25】

「現地調査の流れ」について、正しいものを1つ選びなさい。

- 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同じである。
- 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
- 石綿含有建材調査者は、事前調査をするにあたり、所有者からの情報は曖昧なものが多く時間が無駄になるので、打ち合わせを行う必要はなく、書面等からの情報だけで計画を立てることを心掛ける必要がある。
- 調査依頼者は、建築物所有者、建築物管理者などであり、現地の立会者は建築物管理人、案内人、無人など異なった条件のこともあるので注意が必要である。

【問題26】

「事前準備」について、正しいものを1つ選びなさい。

- 調査に必要な用品には、工業用ファイバースコープ、レーザー距離計、スモークテスター、PS専用の扉ハンドル、下地検知器、HEPAフィルタ付き真空掃除機などがある。
- 調査時の服装のポイントは「石綿粉じんからのばく露防止対策」であるが、石綿の調査であることを第三者には知られたくないので、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
- 調査時の装備について、「点検」、「調査」、「巡視」などと表示された腕章を装着したり、名札を首から掛ける必要は特にない。
- 事前調査は、高所であっても危険を伴う作業ではないので、墜落制止用器具を着装する必要はない。

【問題27】

【現地調査の実施要領】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 現地調査に臨む基本姿勢として、現場はさまざまな状況があり、動線計画を事前に立てても無駄になることが多く、効率的ではない。
2. 現地調査に臨む姿勢として、同一パターンの部屋である場合は、他の部屋での試料を多めに採取し、それを小分けにして他の部屋の試料として分析調査することで効率化を図ることができる。
3. 現地調査に臨む基本姿勢として、一部の天井や壁だけを目視して対象物の有無を判断してしまうような粗雑な調査をしてはならない。
4. 現地調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くの石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終えるようにする。

【問題28】

【現地調査の実施要領】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有建材の調査を行うにあたっては、石綿含有建材かどうかの判断ができればよいので、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する知識は必要ない。
2. レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所にも使用されており、法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）では使用されていない。
3. 試料採取をする際の石綿へのばく露防止対策として、石綿含有建材調査者は必要に応じて適切な保護具を装着するとともに、周囲に人がいないことなどを確認することが重要である。
4. 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者に対しては、事前調査は除去等の作業とは異なり、安全衛生上のリスクがないので、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則などの規制対象外である。

【問題29】

【現地調査の実施要領】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. レベル1の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断はできない。過去の記録等で「石綿なし」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。
2. レベル1の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないと判定できる。
3. レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合はない。
4. 現地調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、分析を行わないで石綿含有と「みなす」ことも認められている。

【問題30】

【現地調査の実施要領】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 調査において、同種の建材が繰り返し使われている場合は、同一建材とみなすことができる。
2. 改修・解体のための事前調査では、必要があれば取外し調査（場合によっては破壊を伴う）を行い、全ての範囲について調査を行

う必要がある。

3. 現地調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できないような場所が見つかった場合は、調査を割愛し、調査報告書への記載も必要としない。
4. 改修工事において、部屋全体を貼り替えた場合は、他の部屋に比べ、天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合があるが、このような場合の天井ボードの試料採取は「古い方の材料」からだけでよい。

【問題31】

【試料採取】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄するが、手袋は一日の作業終了時に洗浄して1週間程度は使い続ける。
2. 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、その接着している材料は、剥離しないこと。
3. 試料採取にあたって、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シートはどのような場合であっても使用しないため、準備する必要はない。
4. 試料を採取する建材が破損しやすく、剥離が困難な場合は、運搬時などに混ざってしまわないように注意するとともに、分析者に分析対象部分を明確に指定することが重要である。

【問題32】

【試料採取】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 採取後は飛散防止処理剤を散布して吹付け材を固化し、身体・床面その他周辺をHEPAフィルタ付き真空掃除機で清掃する。
2. 石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることはないので、試料採取時には、注意する必要はない。
3. 内外装仕上げ材の下に、レベル1建材が存在する事例は特にない。
4. 耐火被覆材には、「吹付け材」、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」があり、「耐火塗り材」は含まれない。

【問題33】

【試料採取】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。
2. 建築用仕上塗材の試料の採取は粉じんが飛散ないように採取面に無じん水を散布（噴霧）してから、カッターナイフ、スクレーパ等で仕上塗材表面部分から仕上塗材内部に刃先を入れ少しずつ剥離、採取する。
3. 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の2箇所から1箇所あたり100平方センチメートル程度を目安に試料を採取する。
4. 複層仕上塗材は表面に凹凸模様（テクスチャー）（質感）が付与されていることが多く、これらの凹凸部分を形成している主材は、場所によって組成にバラつきがある。

【問題34】

【現地調査の記録方法】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 「やや劣化」とは、全般的に表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態を表す。
2. 「劣化なし」とは、おおむね全般的に損傷箇所や、毛羽立ちなどの劣化が進んだ様子が見受けられない状態をいうが、全般的に表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態も含まれる。
3. 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて非常に多い。
4. 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と、その面積」を明確にすることが求められている。

【問題35】

【建材の石綿分析】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
2. 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定量分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定性分析方法」がある。
3. 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
4. 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことはできない。

【問題36】

【建材の石綿分析】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 定性分析方法1及び定量分析方法2は、建材製品、天然鉱物のアスベスト分析には適用できるが、それらを原料としてできた製品中のアスベスト分析には適用できない。
2. 定性分析方法2及び定量分析方法1は、建材製品中のアスベスト分析だけを対象としているが、ILO条約の精神を踏まえ石綿除去作業者等の安全衛生を考慮して作成した方法ではない。
3. 定性分析方法1及び定性分析方法2は、“アスベストの含有の有無の判定基準”は同じである。
4. 定性分析方法1においては、実体顕微鏡観察で繊維が検出されなかった場合や、調べた繊維がいずれもアスベストでなかった場合は、無作為に試料の一部を分取して2枚以上の標本を作製する。

【問題37】

【調査票の下書きと分析結果チェック】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 試料を分析機関に送付後、部屋別の現地調査個票の作成については、後日、思い出しながら作成が可能であるため、下書き程度での整理は不要である。
2. 現地調査個票は、調査した「建物等の階数毎に」作成することが望ましい。

3. 部屋別の現地調査個票には、掲載する写真も同時に挿入しておく。
4. 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領後は、分析機関から送られてきた結果には間違いはないため、特にチェックを行う必要はない。

【問題38】

【調査票の下書きと分析結果チェック】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有建材調査者は、建築物所有者から調査結果の説明を求められた場合には、「石綿含有の有無」を簡潔に説明すればよいので、「含有していた場合のリスク」及び「今後の維持管理の方法」についての説明は必要ない。
2. 分析結果報告書を受領した場合、必要な書類（社判押印、分析者氏名、分析結果総括、試料別の結果、写真やチャート図その他）が揃っているかを確認する。
3. 分析結果のチェックにおいて、送付した「試料採取場所」や「試料部位」と分析結果報告書の記載については確認する必要はない。
4. 分析結果のチェックにおいて、分析機関側での試料取り違えの可能性は「ない」ため、石綿含有建材調査者が確認する必要はない。

科目5

〈建築物石綿含有建材調査報告書の作成〉

【問題39】

【現地調査総括票の記入】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、その場合は、所有者の負担を踏まえ最小限の調査にとどめる。
2. 所有者情報提供依頼概要欄における調査報告書の有無は、過去に実施した調査報告書が存在する場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。
3. 所有者情報提供依頼概要欄において図面ありの場合は、「竣工図・仕上表・矩計図」以外の図面の場合は、記入する必要はない。
4. 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は「空欄」とする。

【問題40】

【現地調査総括票の記入】について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載する。また、補助した者の名前についても必ず記載する。

2. 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。
3. 今回調査箇所欄における棟・階は、多くの建築物は独立した1棟であるが、複数棟ある場合（〇〇棟）に、各棟が同時期に建築され、仕様が同一であればまとめて記載してもよい。
4. 今回調査箇所欄における外部は、外階段や外壁等の建築物の外部について記載する。外部欄には調査を行った場所を記載する。

【問題41】

「現地調査個票の記入」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 現地調査個票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。
2. 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
3. 外観の記入においては、外壁の構造の種別に違いはないため、建築物正面側の化粧仕上に注視すればよい。
4. 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称での記載は不可である。

【問題42】

「調査報告書の作成」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 調査報告書には、調査結果から得られた情報を記載するにとどめ、劣化状況による対策の必要性や改修・解体工事時の留意点など建築物所有者が行うべきことについてアドバイスなどを記載する必要はない。
2. 試料を分析機関に送付したら、現地調査個票を作成するが、少しの記憶が残っていれば、調査日から日数が経過してから作成してもよい。
3. 現地調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
4. 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、報告する必要はない。

【問題43】

「所有者等への報告」について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、現地調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
2. 建築物の所有者等への調査報告書には、現地調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、現地調査個票は省略することができる。
3. 報告にあたっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
4. 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。

